

横浜市小児訪問看護研修費補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 11 月 5 日 医が第 734 号(局長決裁)

最近改正 令和 4 年 7 月 1 日 医が第 338 号(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、訪問看護ステーションに勤める訪問看護師が受講する研修経費を、予算の範囲内で補助することにより、小児在宅医療の提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 小児訪問看護

疾病又は負傷により継続して療養を受ける状態にある 20 歳未満の者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 訪問看護ステーション

市長から介護保険法（平成 9 年法第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定者居宅サービス事業者指定され、訪問看護を実施する事業所

(補助事業者の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者は、小児訪問看護を行う訪問看護ステーションとする。

(対象経費及び補助金額)

第 4 条 この要綱において補助の対象となる経費は、専ら小児または新生児に係る医療や看護に関する研修の受講料とする。

2 補助金額は、前項に規定する経費から国内消費税及び地方消費税相当額を除いた額の 2 分の 1 の額と 4 万円を比較して低い額とする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、補助対象研修の受講料を支払った日の翌日から起算して 3 か月以内とする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市小児訪問看護研修費補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書

類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象となる研修の内容や実施日、受講料等詳細が分かる書類
- (2) 補助対象となる研修の受講料の支払いを証する書類
- (3) 補助対象となる研修を修了したことを証する書類
- (4) 小児訪問看護を実施していることが確認できる書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第1号から第4号に規定する書類とする。

(交付決定通知)

第6条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市小児訪問看護研修費補助金不交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市小児訪問看護研修費補助金交付決定通知書兼確定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(実績報告)

第8条 補助金規則第14条第1項の規定による補助事業等が完了したときの市長への報告は、横浜市小児訪問看護研修費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を用いなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市小児訪問看護研修費補助金交付決定通知書兼確定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第10条 補助金規則第18条の規定により補助事業者が市長に提出する交付請求書は、横浜市小児訪問看護研修費補助金交付請求書(第4号様式)とする。

(関係書類の保存期間)

第11条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は平成30年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

なお、令和4年4月1日以降で施行日前に補助対象研修の受講料を支払ったものについては、施行日から起算して3か月以内を交付申請書の提出期限とする。

年 月 日

横浜市 長

申請者住所
法人名
代表者職氏名

横浜市小児訪問看護研修費補助金交付申請書兼実績報告書

小児訪問看護に係る研修を受講し、修了しましたので、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市小児訪問看護研修費補助金交付要綱を遵守します。

1 補助申請金額

_____ 円

※補助申請額は、経費（税抜）の合計の2分の1の額と4万円を比較して、低い額を記載してください（千円未満端数切捨て）。

(内訳兼実績報告)

支払日: 令和 年 月 日

研修名	受講者氏名	1名あたりの 受講料	経費（税抜）
合計			
経費（税抜）の合計の2分の1の額			

2 訪問看護ステーション

(1) 所在地：

(2) 名称：

3 添付書類

- (1) 補助対象となる研修の内容や実施日、受講料等詳細が分かる書類（受講案内や開催要綱等の写し）
- (2) 補助対象となる研修の受講料の支払いを証する書類（領収書等の写し）
- (3) 補助対象となる研修を修了したことを証する書類（修了証等の写し）
- (4) 小児訪問看護を実施していることが確認できる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

担当名

所属・氏名

電話番号

FAX

第2号様式（第6条第1項）

第 号

年 月 日

様

横浜市 長

印

横浜市小児訪問看護研修費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護研修費補助金については、
次の理由により不交付とします。

理 由

担 当
連絡先

第 号

年 月 日

様

横浜市 長

印

横浜市小児訪問看護研修費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護研修費補助金について、次のとおり交付します。

1 訪問看護ステーション名

2 補助金交付決定（確定）額

_____ 円

3 交付方法

適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

4 交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

担 当
連絡先

文書番号
年 月 日

横浜市小児訪問看護研修費補助金交付請求書

横浜市長

所在地
法人名
代表者氏名 印

令和 年 月 日医が第 号により補助金確定通知を受けた横浜市小児訪問看護
研修費補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

_____ 円

2 口座情報

下記の口座に振り込んでください。

フリガナ	
口座名義	
振込先金融機関等	
種目・口座番号	普通／当座 口座番号

3 留意事項

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

担当
連絡先